

平成19年5月28日制定 (国空乗第 92号)
平成22年4月28日一部改正 (国空乗第 64号)
平成23年6月29日一部改正 (国空総第 128号)
平成24年3月30日一部改正 (国空航第 19号)
平成25年11月27日一部改正 (国空航第 686号)
平成27年3月30日一部改正 (国空航第1005号)
平成30年6月12日一部改正 (国空航第 182号)
令和2年12月22日一部改正 (国空航第2715号)
令和4年3月29日一部改正 (国空航第3037号)
令和7年5月26日最終改正 (国空安政第410号)

国土交通省航空局安全部安全政策課長

航空身体検査付加検査実施要領

1. 目的

本要領は、航空運送事業者が「航空運送事業に使用される航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準」(平成12年1月28日付空航第100号・空乗第23号)(以下「基準」という。)に基づいて60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合において、運航の態様に応じ、航空機乗組員が航空身体検査証明に係る検査に加えて受検すべき検査(以下「付加検査」という。)について、その検査方法、判定基準及び実施方法の詳細を定めることを目的とする。

2. 検査項目、実施時期、検査方法等

(1) 基準2-1(7)、基準2-2(2)④及び基準2-2(5)に規定する付加検査について、それぞれの実施時期及び項目は次のとおりとし、各項目の検査方法等について別紙1のとおり定める。

ア. 60歳時に実施する検査項目(基準2-2(5)に該当する場合)

- ① 医師問診
- ② 安静時心電図
- ③ 血清脂質検査
- ④ ホルター心電図
- ⑤ トレッドミル負荷心電図
- ⑥ 心エコー検査
- ⑦ 頭部MRI検査

イ. 65歳時に実施する検査項目(基準2-1(7)又は基準2-2(2)④に該当する場合)

上記アに規定する検査

- ① 脳波検査
- ② 冠動脈CT検査

※検査項目②については、上記ア④～⑥の検査の結果、いずれかに心筋虚血所見(疑いを含む)が認められた場合に実施する。

ウ. 6ヶ月毎に実施する検査項目

- ① 医師問診
- ② 安静時心電図

エ. 1年毎に実施する検査項目

- ① 血清脂質検査

3. 付加検査の申請

(1) 付加検査合格を必要とする乗務(65歳以上の航空機乗組員が行う基準2-1(国際航空運送事業に使用される航空機、又は国際航空輸送を除く航空運送事業に使用される客席数が60を超える航空機若しくは最大離陸重量が25,000キログラムを超える航空機)若しくは基準2-2(国内において路線を定めて行う航空運送事業に使用される客席数が60以下であり、かつ、最大離陸重量が25,000キログラム以下の航空機)が適用される乗務、又は、60歳以上の航空機乗組員が行う基準2-2(5)の特例(最小乗組員数が1人である航空機)が適用される乗務をいう。以下同じ。)を希望する者は、航空身体検査の記録(直近のもの)、付加検査データ(航空身体検査指定機関等で取得した別紙1に定める検査方法により実施した付加検査のデータをいう。以下

同じ。)を添付した航空身体検査付加検査申請書(様式-1)を指定航空身体検査医(以下「指定医」という。)に提出しなければならない。

- (2) (1)の指定医による航空身体検査及び付加検査の結果、航空身体検査基準の一部に適合しないため国土交通大臣の判定を申請し、条件付き合格(航空身体検査マニュアルⅡ-4-3の対象者に限る。)の判定を受けた者(以下「大臣判定条件付き合格者」という。)については、付加検査合格を必要とする乗務についても、当該条件の範囲内で乗務可能とする。

4. 付加検査の実施

- (1) 60歳時又は65歳時に実施する付加検査は、それぞれ満60歳又は満65歳に達する日から遡って6月を超えない日から受けることができる。なお、満60歳に達した日以降に、新たに60歳時の付加検査合格を必要とする乗務を行う場合は、検査実施時の年齢にかかわらず60歳時検査を受けなければならない。また満65歳に達した日以降に、新たに65歳時の付加検査合格を必要とする乗務を行う場合も同様である。

注：付加検査が必要な年齢については、基準2-1(7)、基準2-2(2)④及び基準2-2(5)の規定による。

- (2) 65歳時に実施する付加検査の判定については、航空身体検査証明及び付加検査の実施実績等を踏まえ、航空局により一定の検査判定レベルを有していることが確認された航空身体検査指定機関において行うこととする。

なお、脳波検査及び循環器関連の検査は以下のとおり実施し、当該指定機関に在籍する指定医は、これらの検査結果と他の航空身体検査結果を踏まえ、総合的に判定を行うこと。

① 脳波検査について

脳波の検査に当たっては、てんかんのリスクを厳密に判定するため、日本てんかん学会が認定するてんかん専門医が在籍する機関において脳波検査を実施し、検査結果については当該専門医が判読したものを、指定医に提供すること。

② 循環器関連の検査について

65歳時に実施する付加検査における循環器関連の検査については、トレッドミル負荷心電図、ホルター心電図及び心エコー検査の検査結果を適切に判読できる専門医が在籍する機関において精度の高い検査を実施し、当該検査結果のいずれかに心筋虚血所見(疑いを含む)が認められた場合には、同機関において冠動脈CT検査を実施し、その結果を前記専門医が判読したものを、上記検査結果と併せて指定医に提供すること。

- (3) (2)に基づき65歳時の付加検査の判定を行おうとする航空身体検査指定機関は、65歳時航空身体検査付加検査実施申請書(様式-6)により、航空局に申請すること。

5. 大臣判定条件付き合格者等の取扱い

- (1) 初回の付加検査の実施時期以前から大臣判定による条件付き合格を受けている者が新たに付加検査合格を必要とする乗務を希望する場合は、60歳又は65歳の誕生日から遡って6月以内に航空身体検査を受検し、大臣判定の申請を行うこと。この場合、付加検査合格を必要とする乗務を希望する旨を付記し、過去の疾病の記録、乗務制限等に関するデータを提出すること。

注：付加検査を受けるべき年齢については、基準2-1(7)、基準2-2(2)④及び基準2-2(5)の規定による。

- (2) 航空身体検査及び付加検査の結果、新たに航空身体検査基準の一部に適合しなくなった者が付加検査合格を必要とする乗務を希望する場合は、指定医の指導のもとに必要な検査・治療等を受けたうえで、付加検査合格を必要とする乗務を希望する旨を付記して大臣判定の申請を行うこと。

- (3) その他、現に付加検査合格を必要とする乗務を行っている航空機乗組員が大臣判定の申請を行う場合は、その旨を付記して申請すること。

6. 付加検査結果の判定等

- (1) 付加検査の結果の判定は、指定医が別紙1の判定基準に基づき行う。

- (2) 指定医は、大臣判定時に付加検査合格を必要とする乗務が可能と判定された場合においては、付加検査における当該項目の判定についても、検査時に変化が見られない限り適合とすることができる。

- (3) 指定医は、付加検査の判定結果を航空身体検査付加検査結果通知書（様式－4）により申請者に通知するとともに、航空身体検査付加検査結果報告書（様式－5）により航空局安全部安全政策課長に報告する。
- (4) 付加検査の結果不合格となった者が付加検査合格を必要とする乗務を希望する場合は、指定医の指導のもとに必要な検査・治療等を受けたうえで、付加検査合格を必要とする乗務を希望する旨を付記して大臣判定の申請を行うこと。

7. その他

航空運送事業者は、自社の健康管理体制において付加検査合格を必要とする乗務を行う航空機乗組員の健康状態を把握するとともに、付加検査合格を必要とする乗務を行う航空機乗組員が身体検査基準に適合しない等心身上の理由により付加検査の受検を中止する場合には、指定医を通じ航空局安全部安全政策課長にその旨報告する。

附則（平成19年5月28日）

1. 本要領は、平成19年5月28日から適用する。
2. 本要領の適用により、「航空身体検査付加検査に係る運用について（平成16年8月25日付国空乗第191号）」は、廃止する。

附則（平成22年4月28日）

1. 本要領は、平成22年4月28日から適用する。

附則（平成23年6月29日）

1. 本要領は、平成23年7月1日から適用する。

附則（平成24年3月30日）

1. 本要領は、平成24年4月1日から適用する。

附則（平成25年11月27日）

1. 本要領は、平成25年12月20日から適用する。

附則（平成27年3月30日）

1. 本要領は、平成27年4月23日から適用する。

附則（平成30年6月12日）

1. 本要領は、平成30年7月17日から適用する。

附則（令和2年12月22日）

1. この改正通達は、令和3年1月1日から施行する。

附則（令和4年3月29日）

1. この改正通達は、令和4年4月1日から適用する。

附則（令和7年5月26日）

1. この基準は、令和7年10月1日から適用する。

付加検査に関する検査方法等について

付加検査項目	検査方法	判定基準
①医師問診	航空機乗組員付加検査用医療情報提供書（様式－2）、航空機乗組員付加検査用健康調査票（様式－3）及び詳細な現病歴・既往歴の聴取による。	異常所見が無いこと。
②安静時心電図	標準12誘導法により実施する。	航空身体検査マニュアルⅢ－3－2、3－3及び3－8に準ずる。
③血清脂質検査	空腹時採血により血清総コレステロール、中性脂肪、LDL－コレステロール及びHDL－コレステロールを測定する。	血清脂質検査に異常を認めた場合は、重大な動脈硬化性疾患が無いことを確認する。
④ホルター心電図	ホルター心電計を用いて2チャンネルで24時間の連続測定を行う。	航空身体検査マニュアルⅢ－3－8に準ずる。
⑤トレッドミル負荷心電図	運動負荷心電図検査について（平成25年11月27日制定 国空航第688号）による。	運動負荷心電図検査について（平成25年11月27日制定 国空航第688号）による。
⑥心エコー検査	超音波心断層法により実施する。	マニュアルⅢ－3－2、3、4、5、6及び7に準ずる。
⑦頭部MRI検査	頭頂部から延髄（大後頭孔部）までの範囲を、前交連と後交連を結ぶライン（AC-PC line）に平行に、5または6mmスライス厚でおおよそ20枚撮影する。撮像シーケンスはT1強調、T2強調、FLAIR法の3パターンの水平断で行う。	重大な脳萎縮、脳室拡大または脳梗塞巣等の異常所見がないこと。
⑧脳波検査	航空身体検査マニュアル 附録1－1による。	航空身体検査マニュアルⅢ－8－4に準ずる。
⑨冠動脈CT検査	64列以上のMDCT（Multi-detector-rowCT）により実施する。	航空身体検査マニュアルⅢ－3－8に準ずる。
(注)冠動脈CT検査については、上記の④ホルター心電図、⑤トレッドミル負荷心電図、⑥心エコー検査の検査結果のいずれかに心筋虚血所見（疑いを含む）が認められた場合に実施する		

航空身体検査付加検査申請書

年 月 日

指定航空身体検査医

殿

申請者 氏 名 _____

生 年 月 日 _____ 年 月 日

満 年 齢 _____ 歳

会 社 名 _____

技能証明番号 _____

検 査 開 始 日 _____ 年 月 日

下記の検査を受けたいので申請します。

- 申請区分
1. 満60歳時に実施する検査
 2. 満65歳時に実施する検査
 3. 60歳を超えて6ヶ月・1年毎に実施する検査

航空機乗組員付加検査用医療情報提供書

氏 名
生 年 月 日
技能証明番号

BMI
血圧
喫煙 (無、 有 本/日)

直近の航空身体検査等についての情報

内科的側面 (脂質異常症・糖尿病等危険因子に関するコメントも含む)

外科・整形外科的側面

眼科的側面

耳鼻科的側面

精神科的側面

過去6ヶ月間の健康状態について

疲労度・睡眠状況について

薬品使用について

精神面について

その他

総合コメント

年 月 日

医 療 機 関

医 師

航空機乗組員付加検査用健康調査票

年 月 日

氏 名
生 年 月 日
技能証明番号

最近6ヶ月間の、あなたの状況（期間について説明のある場合を除き）について
下記の質問のうち該当する答えを○で囲み、記載してください

1.	最近の身体の具合や体調は普通である	Yes	No
2.	食欲は普通にある	Yes	No
3.	胃・腸の具合（便通ふくむ）が悪いことがある	Yes	No
4.	夜よく眠れない	Yes	No
5.	睡眠中に一時的に息をしていないことを指摘されることがある	Yes	No
6.	朝方は一番気分が良い	Yes	No
7.	疲れやすい、何をしても楽しくない、やる気が出ない	Yes	No
8.	落ち着かず、じっとしていられなかったり、いらいらすることがある	Yes	No
9.	見ている中心が【ぼけたり、変形したり、色づいて】見えることがある	Yes	No
10.	ちらちら、ごみが浮いて見える	Yes	No
11.	まぶしく感じることが多い	Yes	No
12.	春先や秋口などにくしゃみがよく出たり、鼻閉、鼻汁がでる	Yes	No
13.	以前より聴きにくいと感じる	Yes	No
14.	めまいや耳鳴りを感じる	Yes	No
15.	乗務中に、耳閉感を、時々感じる	Yes	No
16.	のどに異物感を感じる	Yes	No
17.	急に後ろをふりむくと、ふらつくことがある	Yes	No
18.	脳貧血や立ちくらみを時々おこす	Yes	No
19.	関節【指・手・膝等】が痛むことがある	Yes	No
20.	腰痛を感じることもある【乗務制限中、制限なし】	Yes	No
21.	胸に違和感や痛みを感じることもある	Yes	No
22.	動悸・息切れを感じることもある	Yes	No
23.	酒を飲まないと寝つけないことが多い	Yes	No
24.	せめて今日だけは酒を飲みたいと思っても、つい飲んでしまうことが多い	Yes	No
25.	過去6ヶ月間に医療機関を受診した	Yes	No
	Yesの場合詳細		
26.	過去1年間に1週間以上の病欠をした	Yes	No
	Yesの場合詳細		
27.	現在常用している薬品がある	Yes	No
	いつから		
	何のために（病名・症状）		
	何を（クスリ名）		
28.	過去6ヶ月間に薬品（点眼薬・点鼻薬・外用薬も含む）を用いた	Yes	No
	いつからいつまで		
	何のために（病名・症状）		
	何を（薬品名）		
	現在は（中止・継続）している		
	現在の状態は（完全に良い・まだ良くない）		
29.	アルコールほどの位飲みますか 毎日 ・ 週／月に（ ）日程度 ・ 飲まない 一回量 ビール（ ）ml ・ 日本酒（ ）合 ・ ワイン（ ）ml ウイスキー（シングルで）（ ）杯 ・ 焼酎（ ）合 その他（ ）		
30.	喫煙をしますか	Yes	No
	Yesの場合（ ）本／日		

航空身体検査付加検査結果通知書

年 月 日

殿

貴殿から申請のあった下記検査の判定結果を通知します。

記

申 請 日 年 月 日

付 加 検 査 受 検 日 年 月 日

	検 査 区 分	判 定 結 果
(1)	満60歳時の検査	合格 ・ 不合格
(2)	満65歳時の検査 脳波検査 (実施医療機関：) (判定医名：) ホルター心電図、トレッドミル負荷心電図、 心エコー、(冠動脈CT検査) (実施医療機関：) (判定医名：)	合格 ・ 不合格
(3)	6ヶ月・1年毎の検査	合格 ・ 不合格
備 考 (不合格の理由)		

年 月 日

航空身体検査指定機関

指定航空身体検査医

航空身体検査付加検査結果報告書

年 月 日

国土交通省航空局安全部
安全政策課長 殿

航空身体検査指定機関

指定航空身体検査医

下記 ほか 名に係る検査結果を別添のとおり報告します。
記

65歳時航空身体検査付加検査実施申請書

年 月 日

国土交通省航空局安全部
安全政策課長 殿

航空身体検査指定機関

65歳時に実施する航空身体検査付加検査を実施したいので申請します。

記

実 施 機 関	
実 施 指 定 医	
脳波検査実施医療機関及び判定医	
循環器関連の検査実施医療機関及び判定医	